

令和5・6年度今治市建設業者格付についてのお知らせ

1 格付項目の追加、変更にあたっての主な考え方(概要)

(1) 現状に応じた見直し

○過去2年間の市工事完成高に応じた加点の廃止

経営審査事項結果(客観的事項の審査が経営事項審査であり、この審査は「経営状況」と「経営規模」、「技術力」、「その他の審査項目(社会性等)」について数値化し評価する。なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っている。)において審査対象であることにより、2重加点となるため削除する。

(2) 「担い手確保」等技術者育成に係る項目の充実

○技術者数、技術研修等による取得単位数、表彰受賞歴、若年層及び女性雇用、子育て支援等における加点充実

会社の技術力向上はもちろん、今治市の公共工事の請負業者として、将来を見据えた若年層、女性技術者の雇用・育成、従業員の福利厚生(建退共含む)等に尽力し、従業員と共に取り組んでいる業者を評価する。

(3) 「地域貢献度」等会社として、災害対策等も踏まえた地域貢献に係る項目の充実

○防災協定、従業員の防災士等の資格取得等の加点充実

災害対応を重視し、日常からの地域貢献度の方法等について評価する。

(4) 「A級業者対応」として、最高格付業者としてのあり方

○A級業者の工事成績への対応強化(減点方式)採用

最高等級業者として、他の業者の模範となるべく、その意識等を工事成績評点等により判断するため、工事成績評点により格付等級制限する項目を追加する。

2 令和5・6年度今治市建設業者格付で、変更又は新しく設ける予定の主な評価項目は下記のとおりです。

	追加、変更予定の評価項目	目的等
1	市工事における完成工事高の加点を廃止	《重複項目の見直し》
2	ISO 取得状況による加点を廃止	
3	技術者数における加点を引き上げ。また優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者に加点する項目の追加	《技術力向上及び担い手確保》
4	市の平均工事成績 70 点以上の加点の引き上げ	
5	継続学習制度(CPDS/CPD)により加点する項目の追加	
6	表彰受賞歴(愛媛県知事表彰、四国地方整備局優良工事表彰等)により加点する項目の追加	
7	建設機械(大型ダンプ除く)の運転の労働安全衛生法に基づく資格者数に応じ加点する項目の追加	
8	現場作業に従事する満 35 歳未満の技術関係職員数に加点する項目の追加する項目の追加	
9	現場作業に従事する女性の技術関係職員数に加点する項目の追加	
10	インターンシップの受け入れ又は出前講座等の取り組みを行った場合に加点する項目の追加	
11	育児休業制度を就業規則で定めている場合に加点する項目の追加	
12	建設業退職金共済制度の加入又は退職一時金制度・企業年金制度の導入をしている場合に加点する項目の追加	
13	災害時の応急対策業務実施をした場合に加点する項目の追加	
14	防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者に加点する項目の追加	
15	工事成績評点により格付等級制限する項目の追加 (令和3年7月26日(周知日)から令和4年12月31日までの間に竣工した本市発注工事で、66点未満の工事成績評定点を受けている者は、A等級の点数を満たしている場合でも、B等級の格付とする。)	《最高格付業者としてのあり方》
16	協力雇用主として保護観察所に登録している場合に加点する項目の追加	《協力雇用主》
17	第三者賠償責任補償保険に加入している場合に加点する項目の追加	《保険加入促進》
18	不当要求防止責任者講習受講者が在籍している場合に加点する項目の追加	《不当要求防止促進》
19	減点対象になる「建設業法に基づく監督処分」に「許可の取消しを受けた場合」を追加	《不良等業者の減点強化》

今後も随時、変更又は新しく設ける予定の評価項目があれば、お知らせいたします。